

鳥取縣公報

昭和十九年十二月十五日
第千五百八十七號

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格ニ列

告示

◇鳥取縣告示第六百五十九號

商工組合法第三十九條ノ規定ニ依リ昭和十九年十二月十二日東伯西部統制組合ノ統制規程ヲ認可セリ

昭和十九年十二月十五日

鳥取縣知事 武 島 一 義

◇鳥取縣告示第六百五十八號

商工組合法第三十九條ノ規定ニ依リ昭和十九年十二月十二日鳥取縣資源回收統制組合ノ統制規程ヲ認可セリ

昭和十九年十二月十五日

鳥取縣知事 武 島 一 義

◇鳥取縣告示第六百五十九號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通防空パン加

工賃ヲ認可シ同條第二項ノ規定ニ依リ指定地區内ニ於テ構成員タル資格ヲ有スル者ニシテ構成員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十九年十二月十五日

鳥取縣知事 武 島 一 義

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名稱 鳥取縣パン製造統制組合

(ロ) 鳥取縣下一圓

二 構成員タル資格及構成員ノ概數

(イ) 資格 鳥取、倉吉、米子パン製造施設組合

(ロ) 概數 三

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

單

位

最高加工賃

小麥粉一貫匁ニ付防空パン出來上リ重量
三十匁以上(水分含量一四%以下)ノモ
一、五〇
ノ三十個渡

右加工賃ハ小麥粉一貫匁ノ提供ヲ受ケテ爲ス最高加工賃
ニシテ小麥粉以外ノ材料、燃料等ヲ含ミタルモノトス

(ロ) 實施ノ旨

昭和十九年十二月十五日

四 認可ニ附シタル条件

(イ) 價格等規定ニ依リテ認可ヲ取消スコトアル
ベシ

(ロ) 認可價格及其ノ實施ノ日ヲ構成員ノ營業所ニ揭示ス
ベシ

◇鳥取縣告示第六百六十六號

産婆名簿登錄訂正者左ノ如シ

昭和十九年十二月十五日

鳥取縣知事 武 島 一 義

本籍 鳥取縣日野郡福榮村大字福塚一、〇七〇番地
住所及 本籍ニ同シ
開業地

昭和十九年十月十日付他
ニ依リ氏名ノ變更ヲ生ジ
付同年十一月十七日産婆
正方出願ニ對シ同年十二月三十
日訂正

田 邊 千 鶴 子
大正十年十一月九日生

昭和十九年十二月十五日
昭和十九年十二月十五日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日
第三種郵便物認可)

發行所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取縣
鳥取市東町
鳥取縣
鳥取市東町
鳥取縣